令和5年3月1日告示第9号

改正

令和6年1月15日告示第62号 山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化等に伴う労働力不足の課題解決及び農業経営の効率 化並びに生産性向上を図ることを目的として、今後の地域農業の中心となる認定農業者等が 自ら行うICTやAI、ロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業技術を導入する 取組に対し支援をする「山ノ内町スマート農業推進事業」(以下「事業」という。)に対し て交付する、「山ノ内町スマート農業推進事業補助金」について、必要な事項を定めるもの とする。

(事業実施基準及び補助額等)

- 第2条 事業実施基準及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。
- 2 町長は、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。 (交付の申請)
- 第3条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に山ノ内町スマート農業推進事業実施計画書(様式第2号)ほか関係書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

- 第4条 町長は、前条の規定により補助金交付申請があった場合は、当該申請の内容を別表に 定める実施基準により審査し、その結果を山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付(不交 付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成する ために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第5条 交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付申請を取下げようとするときは、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する取下げができる期間は、交付決定のあった日から起算して15日以内とする。 (変更又は中止)
- 第6条 交付対象者は、第3条の規定による申請書の内容に別表第4に定める重要な変更を加えようとするとき又は事業の中止をする場合は、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により補助金交付変更(中止)申請があった場合は、これを審査し、

変更(中止)を認めた場合は、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付変更(中止)決定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

- 第7条 交付対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した 日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに山ノ内町スマート農業推進事業補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項のただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出する に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金 額から減額して提出しなければならない。
- 3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額報告書が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した申請者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、山ノ内町スマート農業推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山ノ内町スマート農業推進補助金確定通知書(様式第9号)によりその旨を当該交付対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

- 第9条 前条の規定により通知を受けた交付対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、 山ノ内町スマート農業推進事業費補助金請求書(様式第10号)を町長に提出しなければなら ない。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。
- 3 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする交付対象者は、山ノ内町スマート農業推進補助金概算払請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。 (他の用途への使用禁止)
- 第10条 補助金の交付を受けた交付対象者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。 (関係書類の整備)
- 第11条 交付対象者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、これを5年間保管しておかなければならない。 (報告及び検査等)
- 第12条 町長は、必要があると認める場合は、交付対象者に対し、報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施工状況を検査し、又は事業の施工上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第13条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不適当であると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 3 町長は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(施設・機械等の処分の制限)

- 第14条 交付対象者は、本事業により取得した機械の財産を町長が適当と認める期間を経過するまで、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。
- 2 前項の適当と認める期間及び承認を受ける場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和38年法律第179号)の例によるものとする。

(事業実施状況報告)

第15条 交付対象者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年間、当該年度までの実績を毎年度、山ノ内町スマート農業推進実施状況報告書(様式第12号)により町長に提出するものとする。ただし、当該報告書の提出期限は、報告年度の翌年度の6月末日までとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月15日告示第62号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月14日告示第9号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条第1項関係)

山ノ内町スマート農業推進事業実施基準

第1 補助金の対象となる者の要件

次に掲げる1から8の要件のいずれかに該当する者で、9から12を全て満たす者とする。

なお、同一住所地及び同一世帯の1から8に該当する者は、補助対象者としない。

- 1. 認定農業者
- 2. 認定新規就農者
- 3. 人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- 4. 集落営農組織
- 5. 農業者で組織される団体(3戸以上の農業者で組織された団体又は農業者3名以上で構成された農業生産法人(以下「農家グループ」という。)で、規約を有している組織。また、構成員全体の耕作面積の合計は、1へクタール以上とする。耕作面積については、農家基本台帳における田畑の面積とし、法地方(昭和27年法律第229号)第3条の規定により許可済みの農地及び農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定のより公告済みの農地を含めることができるものとする。)

- 6. 農地所有適格法人
- 7.人・農地プランに位置付けられた認定農業者又は認定新規就農者が構成員に含まれている会計を一にする団体
- 8. その他町長が適当と認める者及び団体
- 9. 町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者、町内に主たる事務所又は本店主たる事務所又は本店を置く法人であること。団体の場合は、構成員全員が条件を満たしていること。
- 10. 町税を滞納していないこと。
- 11. 補助対象事業について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。
- 12. 山ノ内町暴力団排除条例第2条(平成24年12月14日条例第22号)に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

第2 採択基準

次に掲げる採択基準とする。

1. 要望が予算額を超える場合は、下記ポイントの合算ポイントの高い順に優先採択する。なお、同ポイントが多数となった場合等は、農林振興課内で非公開による抽選 (紙クジによる)を行い決定する。

	内容	ポイント
1	申請者が所有している既存機械等の更新でない	1点
2	認定農業者又は認定新規農業者に認定されている(農業者で 組織される団体は、構成員の1/3以上)	3点
3	70歳未満であること又は後継者がいる(集落営農組織を含む)。(農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上)	1点
4	法人化している	2点
5	青色申告をしている(農業者で組織される団体は、構成員の 1/3以上)	1点
6	導入機械を共同利用する(複数の所有者の農地で利用する場合)	5点
7	現時点で農業者年金に加入済み又は事業実施年度の翌年から 1年以内に加入(農業者で組織される団体は、構成員の1/ 3以上)	1点
8	現時点で収入保険に加入済み又は事業実施年度の翌年から1年以内に加入(農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上)	1点

9	昨年度及び今年度中に山ノ内町農業経営雇用促進事業を活用 (農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上)	2点
10	農業体験受入れや物産展出展を過去2年以内に行っている (農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上)	2点

2. 同ポイントが多数で当該年度の予算を超えた場合は、補助率が下がる場合がある。 第3 補助対象事業等

補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」)及び経費(以下「補助対象経費」)は、次に掲げる事業等とする。

1. 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログ(平成30年8月公表)に掲載されているもので、機械、装置の本体及び運用に必要な付属品(リモコン、バッテリー等)並びにソフト、アプリ等の購入に係る経費とし、次に掲げるものとする。

分類	補助対象 事業	補助対象経費	補助率等	備考
水稲	作業環境を活動をできません。 作業 環境 はままま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま は	農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログ(平成30年8月公表)に掲載されているもののうち、機械、装置の本体及び運用に必要な付属品(リモコン、バッテリー等)並びにソフト、アプリ等の導入設置費用とし、畔で囲まれた1区画につき1台とする。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	補助対象期間は、令和5年4月1日から令月3月31日までとす。
全般	作業軽減・環境 制御技術 を活用した機械の 導入事業	・農作業での身体の負担を軽減する装着型のアシストスーツ一人につき1機・雑草防除を目的としたリモコンにより遠隔操作する自走草刈機	3 分の 1 以 内。 補助金の額に 1,000 円未満 の端数が生じ た場合は、切 捨てとする。	上限額500

(用語補足説明)

環境制御:水管理の自動化や温度・湿度等をモニタリングすること。

2. 装置及び設備の設置に伴う工事費は補助対象経費に含む。

- 3. 機械の保管場所が、山ノ内町内であること。
- 4. 次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。
- (1) パソコン・タブレット及びスマートフォン
- (2) 税金(収入印紙代、消費税及び地方消費税を含む)
- (3) 振込手数料
- (4) リース料、通信料、講習費(スマート農機の操作に必要な資格等の取得費用を含む)、メンテナンス費及び保険料等
- (5) 中古の装置及び機械の購入費用(リース品の買取りを含む)
- (6) 補助対象事業として内容及び費用等を明確に特定することが困難な経費(補助事業のみに用途を特定できない装置及び機械の購入費等)
- (7) 購入に係る帳簿類(見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、領収書及び振 込控等)や、取得財産等の実物を確認できない経費
- (8) 事業期間内に発注から支払までの手続が完了しない経費
- (9) その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費

第4 重要な変更

要綱第6条の重要な変更とは、事業費の30%を超える増額があるものをいう。

(様式第1号) (第3条第1項関係)

(様式第1号)(第3条第1項関係)

年度山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

住 所 氏 名 (代表者名) 電話番号

年度山ノ内町スマート農業推進事業を実施したいので、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金 円の交付について下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、本補助金交付要綱第2条に基づき、私が補助対象者として条件を満たしているかを目的に、町農林振興課が私の町税納税(滞納)状況を税務担当部署へ照会することに対し同意します。

記

1. 事業実施内容

山ノ内町スマート農業推進事業実施計画書のとおり

2. 経費の配分

(単位:円)

/III.C. 2004	事業費 (A+B)	負担区分		
機械名		町補助金 (A)	その他 (B)	
,	1			

3. 事業完了予定年月日

年 月 日

4. 収支予算

(1)収入の部 (単位:円)

区 分	本年度予算額	備考
町補助金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部 (単位:円)

機械名	機械名 本年度予算額	
合 計		

5. 添付書類

- (1) 採択ポイント(別紙1)
- (2) 山ノ内町スマート農業推進事業実施計画書 (様式第2号)
- (3)機械の利用範囲を示す位置図
- (4)機械のカタログ (スマート農業機械の内容がわかるもの)
- (5) 見積書の写し
- (6) 所有する機械・施設の一覧
- (7) 認定農業者ではない法人の場合は農地所有適格法人報告書の写し
- (8)消費税免税事業者であれば補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び 損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (9) 農家グループ等の場合は、規約(会則)・構成員名簿及び事業実施同意書 (別紙2)、個人情報の取扱い(別紙様式)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

様式第1号関係(別紙1)

採択ポイント

チェック (図)	内 容	ポイント
	申請者が所有している既存機械等の更新でない	1点
	中古機械等の導入でない	1 点
	認定農業者又は認定新規農業者に認定されている(農業者 で組織される団体は、構成員の 1/3 以上)	3,5,
	70 歳未満であること又は後継者がいる(集落営農組織を含む)。(農業者で組織される団体は、構成員の 1/3 以上)	1 点
	法人化している	2点
	青色申告をしている(農業者で組織される団体は、構成員 の 1/3 以上)	1点
	導入機械を共同利用する(複数の所有者の農地で利用する 場合)	5点
	現時点で農業者年金に加入済み又は事業実施年度の翌年 から1年以内に加入(農業者で組織される団体は、構成員 の 1/3 以上)	1 点
	現時点で収入保険に加入済み又は事業実施年度の翌年から1年以内に加入(農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上)	1 点
	昨年度及び今年度中に山ノ内町農業経営雇用促進事業を 活用(農業者で組織される団体は、構成員の 1/3 以上)	2点
	農業体験受入れや物産展出展を過去2年以内に行っている(農業者で組織される団体は、構成員の 1/3 以上)	2点
合 計		<u>"Å</u>

農家グループ構成員名簿及び事業実施同意書

農家グループ名〔

※構成員のうち、認定農業者はMo.に〇印をしてください。

No.	役職名	氏 名	住所 (大字以下)	耕作面積	事業を実施することに同意します 自 署 欄
1				a	
2				a	
ω				a	
4				a	
5				a	
6				a	
7				a	
8				a	
9				a	
10				a	
11				a	
12				a	
13				а	

個人情報の取扱い

山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱第2条に基づき、私が交付対 象者として条件を満たしているかを目的に、町農林振興課が私の町税納税(滞納)状況を税務担当部署へ照会することに対し同意します。

年 月 日

1	住	肵	山ノ内町大字	
	氏	名	(自署)	***
2	住	所	山ノ内町大字	<u>,</u>
	氏	名	(自署)	
3	住	所	山ノ内町大字	
	氏	名	(自署)	
4	住	所	山ノ内町大字	
	氏	名	(自署)	
(5)	任	所	山ノ内町大字	
	氏	名	(自署)	
6	住	所	山ノ内町大字	
	氏	名	(自署)	
7	住	所	山ノ内町大字	
	氏	名	(自署)	

(**様式第2号**) (第3条第1項関係)

年度山ノ内町スマート農業推進事業実施計画書

-		
1000	1-1	
年	月	В

山ノ内町長様

住 所 氏 名 (代表者名) 電話番号

1		恝 7	定農	業者	0	榧豆	Ę
-	•	Mary 1	<u> </u>	W D		1000	٠,

農業経営改善計画認定日 年 月	日	
-----------------	---	--

※農業経営改善計画認定日は、直近の認定日を記入。

2.	事業の目的及び効果
1	
1	
1	
1	

3. 事業計画 (単位:円)

機械名	事業量	事業費	負担区分 町補助金 自己資金 借入金		
100,100,711		7 7 7	町補助金	自己資金	借入金
		()			

※事業費については税抜事業費を下段()書きすること。

- 4. 取組目標について
- (1) スマート農業機械の導入取組
 - ①経営データ管理を行う場合の取組内容

導入機械	取組内容

②栽培データを活用する場合の取組内容

導入機械	取組内容

③環境制御を行う場合の取組内容

導入機械	取組内容

④自動運転または作業軽減を図る機械を導入する場合の取組内容

導入機械	取組内容

(注意事項)

○記入いただいた取組内容については、スマート農業技術カタログ(耕種農業・畜産)や提出いただくカタログ等を参考に判断します。

(用語補足説明)

- ・経営データ管理:売上・経費・取引先との出荷販売データ等の管理を行うこと。
- ・栽培データ活用:農薬利用・肥料利用・収量・食味等をデータ管理し栽培に活用すること。
- ・環境制御:水管理の自動化や温度・湿度等をモニタリングすること。

(様式第3号) (第4条第1項関係)

 第
 号

 年
 月
 日

(住所)

(氏名) 様

山ノ内町長

年度山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山ノ内町スマート農業推進事業について、下記のとおり交付(不交付)を決定しましたので、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

交付金額 金 円

(交付の条件)

(交付しない場合はその理由)

(様式第4号) (第5条第1項関係)

年度山ノ内町スマート農業推進補助金交付申請取下書

年 月 日

山ノ内町長様

住 所 氏 名 (代表者名) 電話番号

年 月 日付け山ノ内町指令 第 号で交付決定のあった、山ノ 内町スマート農業推進事業補助金について、次の理由により交付の申請を取り下げ たいので、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定によ り提出します。

取下理由:

(様式第5号) (第6条第1項関係)

年度山ノ内町スマート農業推進補助金交付変更 (中止) 承認申請書

年 月 日

山ノ内町長様

住 所 氏 名 (代表者名) 電話番号

年 月 日付け山ノ内町指令 第 号で交付決定通知のあった 山ノ内町スマート農業推進事業補助金について、山ノ内町スマート農業推進事業補 助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき下記のとおり変更したいので、関係書類 を添えて申請します。

記

1. 変更の理由

2. 経費の配分 (単位:円)

 11 PK 12 PK	u / v						(- 122 .	1 4/
	事業費 (A+B)	負担区分						
機械名		事未員 (A+B)	町補助金		7		その他	
		(11 + 15)		(A)			(B)	
	()	()	()

(注1)変更前の数字を()書きで上段に、変更後の数字を下段に記載すること。

3. 事業完了予定年月日

年 月 日

4. 収支予算

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	備考
町補助金	()	
その他	()	
合 計	()	

※変更前の数字を()書きで上段に、変更後の数字を下段に記載すること。

(2)支出の部 (単位:円)

機械名	本年度予算額	備考
	()	
合 計	()	

※変更前の数字を()書きで上段に、変更後の数字を下段に記載すること。

5. 添付書類

- (1) 山ノ内町スマート農業推進事業実施計画(様式第2号)の写し
- (2) 見積書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、変更内容がわかる書類

(様式第6号) (第6条第2項関係)

第 号 年 月 日

(住所)

(氏名) 様

山ノ内町長

年度山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付変更 (中止) 決定通知書

年 月 日付けで変更(中止)申請のあった山ノ内町スマート農業推進 事業について、下記のとおり決定しましたので、山ノ内町スマート農業推進事業補 助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1.決定の区分 変更・ 中止
- 2. 変更交付決定額

(1) 既交付決定額 金 円
 (2) 変更交付決定額 金 円
 (3) 差引增(△減)額 金 円

3.変更(中止)の理由

(**様式第7号**) (第7条第1項関係)

年度山ノ内町スマート農業推進事業補助金実績報告書

年 月 日

山ノ内町長様

住 所 氏 名 (代表者名) 電話番号

年 月 日付け山ノ内町指令 第 号で交付決定通知のあった 山ノ内町スマート農業推進事業について、下記のとおり事業を実施したので、山ノ 内町スマート農業推進補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 補助事業の効果

2. 経費の配分

(単位:円)

	事業費 (A+B)	負担区分		
機械名		町補助金	その他	
	(A+b)	(A)	(B)	

3. 事業完了年月日

年 月 日

	4.5	-1-	2015	Section.
4	IJΔ		VIII.	2000
4	u v	~	1.5	Dec. of

(1)収入の部 (単位:円)

[Z 7	区分	本年度精算額	本年度予算額	比較	備	考	
	73			増	減	7/11 15	75
町補助	金						
その	他						
合							
計							

(2)支出の部 (単位:円)

144 t-h 47	七年座李缭姫	大 左连圣竺姬	比較増減		/:tt:	±.
機械名	平平及相昇領	本年度予算額	増	減	備	考
合 計						

- 5. 取組目標における実績
- (1) スマート農業機械の導入取組実績
- ①経営データ管理を行った場合の取組実績

導入機械	取組実績

②栽培データを活用した場合の取組実績

0 01 01	
導入機械	取組実績

③環境制御を行った場合の取組実績

導入機械	取組実績

④自動運転または作業軽減を図る機械を導入した場合の取組実績

導入機械	取組実績

(用語補足説明)

- ・経営データ管理:売上・経費・取引先との出荷販売データ等の管理を行うこと。
- ・栽培データ活用:農薬利用・肥料利用・収量・食味等をデータ管理し栽培に活用すること。
- ・環境制御:水管理の自動化や温度・湿度等をモニタリングすること。

6. 添付書類

- (1) 領収書の写し又は請求書・納品書の写し等の事業費の額が確認できるもの
- (2) 導入機械の写真 (使用前のもの)

(**様式第8号**) (第7条第3項関係)

年度山ノ内町スマート農業推進事業補助金消費税仕入控除額報告書

年. 月 日

山ノ内町長

様

住 所 氏 名 (代表者名) 電話番号

日付け指令農業第 号で交付決定通知のあった山ノ内町 月 スマート農業推進事業について、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱第 7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、申請者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写 し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立した法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日 における資本金又は出資金の金額が証明できる資料その他の免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用) の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・申請者が消費税法第 60 条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認で きる資料
- 2. 年 月 日付け山ノ内町達第 号による額の確定通知額 金 Щ Щ
- 3. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金
- 4. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 Щ 金
- 補助金返還相当額(4-3)

Щ

- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
- なお、申請者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- 4の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出するこ
- ・申請者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる
- 6. 当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、 その状況を記載

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

(様式第9号) (第8条関係)

第 号

年 月 日

(住所)

(氏名) 様

山ノ内町長

年度山ノ内町スマート農業推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山ノ内町スマート農業推進事業について下 記のとおり補助金の額を確定しましたので、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱 第8条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

(様式第10号) (第9条第1項関係)

年度山ノ内町スマート農業推進事業補助金請求書

年 月 日

山ノ内町長様

住 所 氏 名 (代表者名) 電話番号 担当者名

年 月 日付け山ノ内町達 第 号で確定通知のあった山ノ内町スマート農業推進事業補助金について、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記により金 円を交付されるよう請求します。

記

(単位:円)

機械名	事業費	町補助金	既受領額	今回請求額

金融機関	銀行 ・ 金庫 ・ 農協	支店 ・ 支所
預金種別	普・当・() 口座番号	
(フリガナ) 名 義 人		

(様式第11号) (第9条第3項関係)

年度山ノ内町スマート農業推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

山ノ内町長様

住 所 氏 名 (代表者名) 電話番号 担当者名

年 月 日付け山ノ内町指令 第 号で交付決定通知のあった 山ノ内町スマート農業推進事業補助金について、山ノ内町スマート農業推進事業補 助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記により金 円を概算払 により交付されるよう請求します。

記

(単位:円)

機械名	事業費	町補助金	既受領額	今回請求額	残額

金融機関	銀行 ・ 金庫 ・ 農協	支店 ・ 支所
預金種別	普・当・() 口座番号	
(フリガナ) 名 義 人		

(**様式第12号**) (第15条関係)

山ノ内町スマート農業推進事業実施状況報告書 (年度実施分)

年 月 日

山ノ内町長様

住 所 氏 名 (代表者名)

電話番号

山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 機械の導入実績

(単位:円)

機械名 事業量	事業費	負担区分			
12/2/2			町補助金	自己資金	借入金
		()			

- ※事業費については税抜事業費を下段()書きすること。
- 2. 取組目標における実績
- (1)スマート農業機械の導入取組状況
 - ①経営データ管理の取組実績

導入機械	取組状況

②栽培データの活用取組状況

導入機械	取組状況

③環境制御の活用取組状況

導入機械	取組状況

④自動運転または作業軽減を図る機械の活用取組状況

導入機械	取組状況

(用語補足説明)

- ・経営データ管理:売上・経費・取引先との出荷販売データ等の管理を行うこと。
- ・栽培データ活用:農薬利用・肥料利用・収量・食味等をデータ管理し栽培に活用すること。
- ・環境制御:水管理の自動化や温度・湿度等をモニタリングすること。